

太陽の家 地震災害に対する Q&A

発表（第一回）令和 7 年 4 月 21 日（月）

太陽の家では、感染症、自然災害に遭遇した又はクラスター等の発生時に向け BCP の整備更新を継続的に実施しております。今回の Q&A は、特に巨大地震の発生に備え以下のとおり、皆様が疑問に思う点について予め表記するものです。また、同時に、この Q&A を職員全体のマニュアルとしても活用いたします。

○朝食時間帯における地震発生において、職員はどのように対処するのでしょうか？（グループホーム入居者を対象としています）

- まずはすべての人の安全を第一優先とします。そのために、地震の大きな揺れが生じた時点で避難口の確保を行います。居室、又はリビングと個別に所在場所は異なります。避難口の確保をし、リビングルームを第一避難場所として、揺れが収まり次第、全ての居住者の移動を促します。

○朝の送迎途中に大きな地震が発生した場合、送迎の順位や第一波が収まった以降の送迎はどのようになりますか？（デイ）

- 基本的に、すでに送迎車に乗車されている利用者様は、そのまま施設までお連れすることとなります。送迎車に乗車する間に被災した場合も、同様、そのまま施設までお連れします。この時点で、送迎車は、施設に帰還することとなり、一部のご利用者様におきましては、ご自宅にて待機していただくこととなります。まずは、先に送迎車両に乗車された方々のお命の確保に努めます。

○送迎途中に津波、土砂崩れが発生した場合の対処を教えてください。（デイ）

- 送迎車では、常にラジオ、又はテレビを聴きながら行っております。特に海側を担当する車両に関しましては、常日頃より、走行しながらも高台や安全な場所へのルートを確認しながら運転を実施しております。

○施設内において震度 6 以上の揺れに遭遇した以降の対応は、どのようになりますか？（デイ、グループ共）

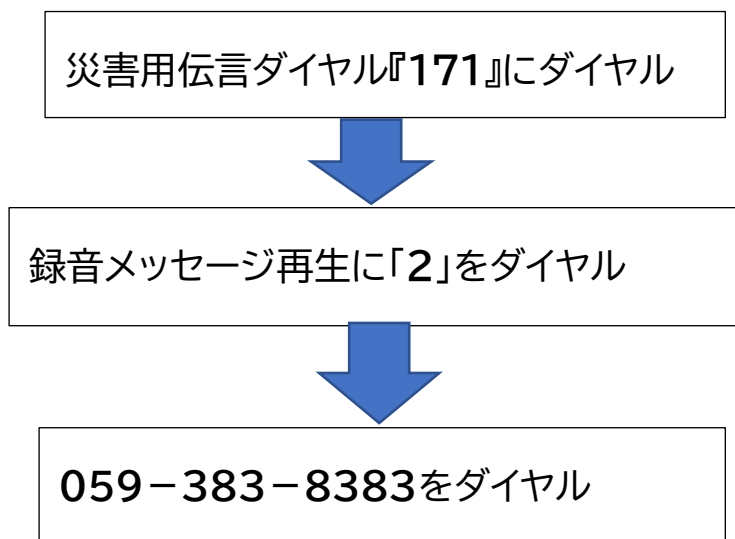
- 震度 6 以上の地震があった場合、施設内にて安全確保し、揺れが落

ち着いてから屋外の安全地帯まで避難誘導いたします。

○ 巨大地震に被災したばあいの安否確認の方法はありますか？

- 緊急時には、個別に皆様の連絡先にお電話することは避けさせていただきます。被災時には災害用伝言ダイヤル171を使用する計画です。
- まずは、皆様の状況を録音して残しますので、そちらの情報をご確認願います。

※非常用伝言ダイヤルの操作方法



全て音声ガイダンスに従って操作してください。

非常用伝言ダイヤルにてお伝えする内容

- ① 施設の利用者様の状況をお知らせします。
- ② 被災状況をお伝えします。

○被災した以降の利用者様の処遇に関して、どのような処遇を期待できますか？

- 地域や利用者様のご自宅の被災状況にもよって変わりますが、基本的にご家族様によるお迎えをお願いすることとなります。グループホーム入居者様におきましても、ご自宅にご帰宅を希望される場合は同様となります。但し、被災後、一定期間までの滞留は受け入れ可能です。その場合、提供できる支援は限定されたものとなり、食事、排せつ、体調管理中心となります。

○施設の耐震強度はどのように評価していますか？

- 当施設は三井ホーム㈱建設の2×4工法にて設計建築されています。耐震設計として震度7でも倒壊しない設計と評価されています。また、地耐力に若干の脆弱性が認められるため、湿式柱状改良工法を行っており耐震性を確保しております。

○施設が甚大な被害を受けた場合、利用者様の住まいはどうなりますか？

- 耐震強度につきましては、ご説明しておりますが、それでも甚大な被害を被らないとは言い切れません。もしも建物の倒壊などに見舞われた場合は、協力介護施設へ移転又は仮設テントにての生活継続を計画しております。公共の避難所への避難と言う手段もありますが、認知症を抱える方々の避難所生活には若干の苦痛が伴うものと考えており、それよりも独自にテント設営し生活を維持する方向で計画しております。(当事業所では、6～8人用テントを4梁備蓄しております)

○もしもご利用様が怪我をされた、又はお亡くなりになるような事態に、どのように対応しますか？

- 万が一そのような事態となった場合は、速やかに協力医療機関並びに総合病院と連絡を取り合いながら早急な治療や処置を行います。そして、ご家族様への緊急通報を実施いたします。連絡網が寸断されている場合は、災害用伝言ダイヤルの確認をお願いします。

太陽の家 BCP は、震度6以上の地震発生と同時に発令いたします。総括対策本部は、既存の太陽の家に設置され、グループホーム及びデイサービスセンター、居宅介護事業所の全ての利用者様と職員を対象とした機能継続を目指すシステムです。今現在、災害備蓄品を継続的に補充購入しており、今後、さらに備蓄品の充実を図る予定です。また、緊急時に提供される介護サービスに関しましては、行政判断としてかなりの点で被災者に寄り添う限定的緩和措置も行われており、まずは人命を尊重し「生きること」に重点を置いた支援を行うこととなっております。当事業所も、これらの支援枠を柔軟に拡大しつつ、職員自身も被災している点を鑑み、被災地で何ができるかを今後とも考え、訓練を重ねていく所存です。皆様方、ご家族様におかれましても、もしもの時の備えとして、当

事業所と共に、皆様のご家族をお守りいただきますようお願いいたします。それよりも何よりも、巨大地震災害が起らないよう祈りたいところです。

令和7年4月21日 太陽の家巨大地震発生に対する Q&A（第一刷）

太陽の家 施設長 玉田 浩一

〒513-0808 鈴鹿市西條町 495 番地の 1

電話 059-383-8383

FAX 059-383-7938